

食品提供者のための

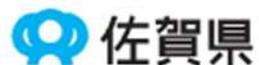
# フードバンク活用の手引き

～食品ロス削減のために～

フードバンク活動団体と  
連携してみませんか！



令和5年3月



## 食品提供者のための

# フードバンク活用の手引き ～食品ロス削減のために～

## 【 目 次 】

### 1 はじめに

### 2 企業・団体の方にお知らせしたい『フードバンク活動』について

Q1. フードバンク活動とは、どのような活動ですか？

Q2. どのような食品を、フードバンク活動団体に提供できますか？

Q3. 提供された食品は、フードバンク活動団体にどのように管理されていますか？

Q4. どうすれば、フードバンク活動団体に食品提供ができますか？

Q5. フードバンクへ食品等を提供することで、企業にどのようなメリットがありますか？

#### 《 参考文献 》

・農林水産省

(URL) <https://www.maff.go.jp/>

(QRコード)



・消費者庁

(URL) <https://www.caa.go.jp/>

(QRコード)



・国税庁

(URL) <https://www.nta.go.jp/>

(QRコード)



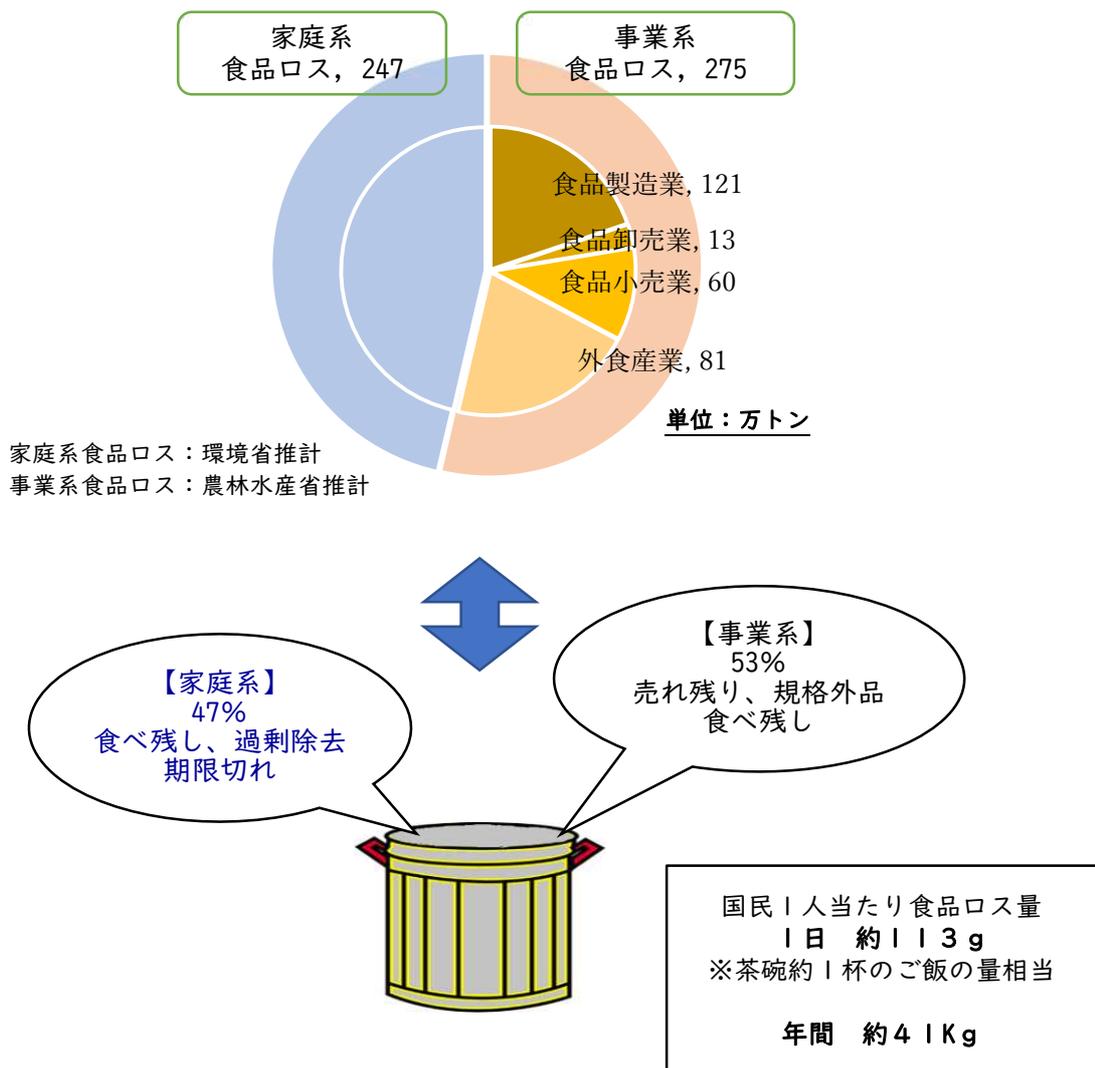
# 1 はじめに

日本では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

日本国内の食品ロス量は年間 522 万トン（令和 2 年度推計値）と推計されています。そのうち、事業系食品ロス量が 275 万トンとなっています。事業系食品ロスの業種別内訳をみると、食品製造業が約 4 割、外食産業が約 3 割を占めています。

「フードバンク活動」は、これらの廃棄されている食品の中で、まだ食べられるのに廃棄されている食品を食品関連事業者等の皆さまから提供を受け、受取先である福祉団体などを通じて食品を必要としている方へ無償で提供する活動です。

県内の食品関連事業者等の皆さまが、この手引きを通して、「フードバンク活動」に関心を持ってもらい、これまで廃棄されていた食品が「フードバンク活動」団体に提供されることで、少しでも食品ロス削減に結びつけば幸いです。



## 2 企業・団体の方にお知らせしたい

### 『フードバンク活動』について

あなたの企業や団体では、商品として取り扱う食品を有効に活用できていますか？

食品の製造・流通・販売の過程において、消費者に提供できなくなった食品は、廃棄物として費用をかけて処分されてきました。

しかしながら、廃棄物として処分される食品の中には、包装の印字のズレや外装の変形、賞味期限が迫っているなど、食品衛生上の問題はないにも関わらず通常の販売は困難といった理由によるものも含まれています。



これまで廃棄物として処分していた食品を有効に活用するために、フードバンク活動を行う団体へ食品を提供しませんか？

社会貢献につながるだけでなく、結果的に食品ロス削減にもつながるといった効果も期待できます！

#### ○ 日本の食品ロス量（推計値）

	令和元年度	令和2年度	前年度との比較
食品ロス量	570万トン	522万トン	▲48万トン ▲8.4%
事業系食品ロス量	309万トン	275万トン	▲34万トン ▲11.0%
家庭系食品ロス量	261万トン	247万トン	▲14万トン ▲5.4%

## Q1. フードバンク活動とは、どのような活動ですか？

A1. フードバンク活動とは、食品関連企業や農家などから規格外、返品、箱の損傷など、生産・流通・消費などの過程で生じた、様々な理由で販売できなくなった食品を提供してもらい、必要としている人や子ども食堂といった施設等に無償で提供する活動です。

佐賀県内で、主にフードバンク活動を行っている団体は、以下のとおりです。

他にも各市町の社会福祉協議会などがフードバンク活動を行っています。

### ○ 佐賀県内で主にフードバンク活動を行っている団体（令和5年3月現在）

団 体 名	住 所	電 話 番 号 または メールアドレス	ホーム ページ
特定非営利活動法人 フードバンクさが	〒840-0813 佐賀市唐人一丁目 1-14 よってこ十間堀	0952-37-1300	
特定非営利活動法人 KARATSU	〒847-0821 唐津市町田 637-1 (活動拠点)	info@karatsu-f.com	
一般社団法人 佐賀県『食』でつながる ネットワーク協議会	〒840-0813 佐賀市唐人 2-5-15 TOJIN 館	0952-37-7221	



## Q2. どのような食品を、フードバンク活動団体に提供できますか？

※例示です。提供される際は、フードバンク活動団体に確認してください。

A2. 基本的には、以下のものが提供できます。

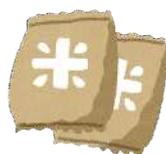
OK

- ・常温で保存が可能なもの
- ・未開封であるもの
- ・破損などで中身が出ていないもの
- ・賞味期限が明記されており、提供された時点で1カ月以上先のもの



### 具体例

- ・主食になるもの  
(お米、パスタ、めん類、カップめん、クラッカー等)  
※お米は前年度産以降のもの、玄米可
- ・おかずになるもの(惣菜缶詰、レトルト食品、びんづめ等)
- ・食用油、調味料各種(料理酒可)
- ・フリーズドライ食品
- ・菓子、飲料(アルコール類は除く)



### Q3. 提供された食品は、フードバンク活動団体でどのように管理されていますか？

A3. フードバンク活動団体に提供する食品の取扱い等については、農林水産省が定める「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」にまとめられています。

▼フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

(URL) [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf)

(QRコード)



農林水産省が定める手引きのとおり、フードバンク活動団体では、提供食品受取後から譲渡するまで、以下のような適切な品質管理が求められており、各団体では適切な品質管理に努めています。

(「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」より抜粋)

※各団体の詳細な管理状況についてはフードバンク活動団体にお尋ねください。

#### ① 受取時

- ・食品提供事業者からの送り状または納品書の内容と受け取った食品の名称、数量の照合を行うとともに、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを確認する。

#### ② 保管時

- ・食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有するとともに、取り扱う食品に応じて、冷蔵庫等を設置・保有し、適切な温度管理を行う。
- ・食品は床に直置きしないものとし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管する。
- ・食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努める。

### ③ 譲渡時

- ・ 保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを確認する。
- ・ 消費期限または賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、原則受取先に譲渡しない。

### ④ 施設の衛生管理

- ・ 施設やその周辺は定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持する。
- ・ 施設内の採光、照明、換気を十分行う。
- ・ 窓や出入口は開放しない。
- ・ トイレは常に清潔にし、定期的に清掃、消毒を行う。

### ⑤ マニュアル及び記録表

- ・ 食品の品質確保等のため、フードバンク活動の作業に従事する者や管理者向けの手順書及び記録表を作成し、適正な衛生管理を行う。記録表は原則1年以上管理・保存する。



## Q4. どうすれば、フードバンク活動団体に食品提供ができますか？

- A4. 食品を取り扱う関係上、企業とフードバンク活動団体との間で、寄贈食品の種類、数量、配送方法や納期について、事前協議を行っていただく必要があります。  
最終的には、食品の提供・譲渡に関する合意書を締結していただく必要があります。

( 食品提供の流れ ) ※例です。詳細はフードバンク活動団体に確認してください。

1	フードバンク活動団体へ問い合わせ	・提供食品の種類、提供できる日時、個数・量、提供食品の賞味期限、アレルギー表示、包装状態などについて、フードバンク活動団体から確認がある。
2	提供に関して事前協議	・フードバンク活動団体に寄せられる需要を踏まえて、企業等食品提供者からの提供食品の個数・量や賞味期限、提供できる日時などについて協議を行い、合致すれば、合意書へ進む。
3	合意書を締結	・フードバンク活動団体と事前協議を行った内容で、合意書を締結する。
4	運搬	・基本的には、フードバンク活動団体への運搬は食品提供者の企業等が担う。 ・運搬時には、提供食品を梱包し、提供食品の鮮度を保つ。
5	受渡し フードバンク活動団体による検収	・提供食品の種類、個数・量、提供食品の賞味期限、アレルギー表示、包装状態などをフードバンク活動団体に確認される。 ・食品の品質に問題がない場合、受渡しが完了する。 ・食品提供者の氏名、提供食品の種類や個数・量、保存方法、賞味期限、アレルギー表示など様々な事項について、フードバンク活動団体に記録表に記録され、保管される。
6	フードバンク活動団体から受領書の発行	・フードバンク活動団体から提供食品の名称や個数・量が記載された受領書が発行される。

### ○ 合意書の例（次ページより）

※例です。提供される際は、フードバンク活動団体に確認してください。

## 食品の提供・譲渡に関する合意書(例)

フードバンク〇〇（以下「甲」という。）と 〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙から寄贈される食品（以下「寄贈食品」という。）を受取及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

### 1 事前協議

甲と乙は、寄贈食品の種類、数量、配送方法や納期について事前協議を行い、乙は甲に対しこれを無償で提供するものとする。

### 2 品質確保

乙は、市販品と同等の食品を甲に提供するものとする。その食品は賞味期限（消費期限）内であるものとする。また、乙は、提供後に食品の安全性に疑義が生じた場合、速やかにその旨を甲に伝達するものとする。

### 3 品質管理

甲は、寄贈食品の品質が保持されるように適正に取り扱うとともに利用団体に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

### 4 転売等の禁止

甲は、寄贈食品をフードバンク活動のみに使用し、転売せず、金銭その他の有価物と交換しないものとする。ただし、フードバンク活動に準ずる使用として、乙が合意した場合はこの限りではない。

### 5 寄贈食品提供先の範囲

甲は乙から受領した食品等を適切に管理し、遅滞なく子ども食堂、地域食堂など地域の居場所づくりを行う団体や、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政、その他の生活支援を目的とする団体を通じて、食品を譲渡するものとする。

### 6 記録の作成・保管・開示

甲は、乙より提供された食品の取扱いや提供先への譲渡に関する情報を記録し、3年間保存するものとする。また、甲は乙の求めに応じて、この記録を開示・報告するものとする。

### 7 責任の所在

提供段階及び賞味期限（消費期限）までの提供食品の品質については、原則乙において品質を保証するが、提供後の保存方法や賞味期限または消費期限の順守については、甲の責任において管理することとする。

食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲の責任において管理するものとする。

## 8 事故発生後の対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者は速やかに調査を行い、その調査結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後対応、再発防止対策について、別途誠実に協議するものとする。しかし、乙は自己が製造または加工したものではない食品及び災害備蓄食品等に関しては、保管上の瑕疵がない限り一切の責任を負わないこととする。

## 9 守秘義務

甲と乙は、本合意書の有効期間中及び終了後も本合意書及び個別契約等により互いに開示された相手方の情報について秘密を保持し、事前の書面による承諾なく第三者にこれらを開示しないものとする。

## 10 反社会勢力の排除

- (1) 甲と乙は、相手方に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
- (2) 甲と乙は、相手方が前項に違反したときは、何ら催告することなしに本合意を解除することができるものとする。
- (3) 甲又は乙が、前項に基づき本合意を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

## 11 協議による解決

本合意書に定めない事項、その他本合意書に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

## 12 所管裁判所

「フードバンク〇〇」に関する紛争等が生じた場合の所管裁判所は、事務所所在地の所管裁判所とする。

## 13 有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から1年間とする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で1年更新するものとし、以降も同様とする。

## 14 合意の解除

甲または乙は、相手方がこの合意書の定め反したときは、何等の通知催告を要することなく、直ちに本合意書を解除することができる。

本合意の証として本合意書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 所在地  
名 称  
代表者 印

(乙) 所在地  
名 称  
代表者 印

## Q5. フードバンクへ食品等を提供することで、企業にどのようなメリットがありますか？

### A5. ① 社会貢献活動へとつながる

2015年の国連サミットで採択されたSDGsにおいて、「2030年までに小売・消費レベルにける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」が目標に掲げられています。

企業が食品ロス削減に取り組むことは、環境問題だけでなく飢餓の撲滅にも効果があり、複数の社会的課題の解決につながります。食品ロス削減に取り組むことが社会貢献の一步になります。

### ○ 消費者庁「食品ロス削減ガイドブック」令和4年度版より



## A5. ② 食品提供の費用は損金に算入できる

フードバンク活動団体への食品等の提供が、食品関連事業者の企業において実質的には食品廃棄として行われる場合、提供に要する費用が損金として算入できる場合があります。

損金処理ができる条件等がありますので、詳しくは、以下の農林水産省の資料を参照してください。

※その他、国税庁のホームページにも参照できるページがあります。

- ・ 国税庁⇒法令等⇒質疑応答事例⇒法人税⇒その他の損金⇒「フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い」

(URL) <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm>

(QRコード)



- ・ 国税庁⇒法令等⇒文書回答事例⇒法人税⇒令和2年6月15日回答「緊急需給調整事業における野菜の無償提供に係る費用の取扱いについて」

(URL) <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/202006/index.htm>

(QRコード)



- 食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか。 (次ページより6ページ)  
～フードバンクへの食品提供は税制上も全額損金処理が可能です～

農林水産省ホームページ TOP ⇒ キーワード「食品ロス」⇒ INDEX「食品ロスの削減」>「フードバンク」⇒ 5 フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱い

(URL) [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf)

(QRコード)



## 食品関連事業者の皆様へ

### 食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか。 ～フードバンクへの食品提供は税制上も全額損金処理が可能です～



#### 企業

当社は、フードバンク活動を行う団体に対して、食品を提供することを検討しています。フードバンクへの食品の提供に要する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか？

A. フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

(理由)

一般的に、法人が資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、下記（①及び②）の事実関係が認められる場合は寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

- ① 貴社の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- ② 貴社とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※貴社が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要があります。

※上記のケース以外にも、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。



「提供に要する費用」とはどのようなものを指すのでしょうか？

A. 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿価額」のことを指します。食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含まれます。



フードバンクへの寄附に対して税制上の優遇措置はあるのでしょうか？

A. 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置があります。

(例)

資本金等の額2,000万円、所得の金額（寄附金支出前）1,400万円、1年決算法人が、特定のフードバンクに対する寄附金50万円を支出した場合、50万円が損金に算入されることとなります。

(この例は認定NPO法人等に寄附をしたケースであり、その他法人の場合は限度額が異なります)

※詳細な計算方法は別紙資料をご参照ください。

詳細は別紙資料をご参照ください。

## フードバンクへの食品提供に係る税制上の取扱い (Q&A)

Q 当社は、フードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク」といいます。）に対して、食品を提供することを検討しています。

当社が提供する食品は、製造してから一定期間が経過し、食品衛生上の問題はないものの、当社の商品管理のルール上、商品として通常の販売が困難となったものを提供する予定です。

これらの食品は、これまで業者に回収を依頼して廃棄処理していたものですが、フードバンクが無償で回収することになれば、当社として倉庫代や引取費用が削減できるメリットがあり、また、食品ロスの削減につながるといった効果も期待できます。

このようなフードバンクへの食品の提供に要する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

(注) 本件のフードバンクへの食品の提供に際しては、農林水産省が公表している「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を参考にして、当社とフードバンクの間で、提供食品の品質確保・管理に関する事項や転売等の禁止に関する事項などのルールを定めて合意書を取り交わす予定です。

A フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

(理由)

一般的に、法人が資産（食品）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、貴社の場合、次の事実関係が認められますので、お尋ねの費用については、寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

- 1 本件の食品の提供は、社内ルール等に従って廃棄予定の食品をフードバンクが回収するものであり、貴社にとって、実質的に商品の廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- 2 貴社とフードバンクとの合意書において、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告などのルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。また、貴社において提供した食品の用途が確認できること。

なお、上記のような商品廃棄のケース以外でも、例えば、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。

### 【関係法令】

法人税法第 22 条第 3 項、第 37 条

### 【参考】

国税庁ホームページ（税制に関する質疑応答事例）

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm>

農林水産省ホームページ フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きについて

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)

# フードバンクへの寄附に係る税制上の取扱い（法人が支出した寄附金の損金算入等）について

## 税制上の措置

- ・法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入されます。
- ・認定 NPO 法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置があります。
- ・金銭以外の資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります。

## 1. 法人が支払った寄附金の場合：損金算入限度額の計算

### ① フードバンクに対する寄附金の損金算入限度額

- ・会社などの法人がフードバンクに対して寄附金を支出した場合の損金算入限度額は、その支出した法人の資本金等の額、所得の金額に応じて計算した金額となります。

$$\text{損金算入限度額} = \left[ \text{資本金等の額}(\ast 1) \times 0.25\% + \text{所得の金額}(\ast 2) \times 2.5\% \right] \div 4$$

※1 事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）して計算します。

※2 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

### ② 特定のフードバンクに対する寄附金の損金算入限度額

- ・認定 NPO 法人等又は特定公益増進法人（※1）に該当する特定のフードバンクに対して支出した寄附金の損金算入限度額については、①の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、次のいずれか少ない金額となります。

(1) 認定 NPO 法人等及び特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

$$(2) \text{ 特別損金算入限度額} = \left[ \text{資本金等の額}(\ast 2) \times 0.375\% + \text{所得の金額}(\ast 3) \times 6.25\% \right] \div 2$$

※1 特定公益増進法人とは、例えば、社会福祉法人や公益社団・公益財団法人など、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人として法人税法第37条第4項に規定する一定の法人をいいます。

※2 事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）して計算します。

※3 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※4 特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、①の寄附金の額に含まれます。

[設例]

資本金等の額 2,000 万円、所得の金額（寄附金支出前）1,400 万円、1 年決算法人が、特定のフードバンクに対する寄附金 50 万円を支出

**④ 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額**

○特別損金算入限度額の計算

$$[2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 0.375\% + 1,400 \text{ 万円} \times 6.25\%] / 2 = 47.5 \text{ 万円}$$

○特定公益法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄附金	50 万円	…(a)	} いずれか 少ない金額
特別損金算入限度額	47.5 万円	…(b)	

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額 47.5 万円 …(c)

$$50 \text{ 万円} - 47.5 \text{ 万円} (c) = 2.5 \text{ 万円} \dots (d) \text{ (特別損金算入限度額を超える額)}$$

**⑤ 一般の寄附金の損金算入限度額**

○一般の寄附金の損金算入限度額の計算

$$[2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 0.25\% + 1,400 \text{ 万円} \times 2.5\%] \div 4 = 10 \text{ 万円}$$

損金算入限度額 10 万円

$$2.5 \text{ 万円} \times (d) \leq 10 \text{ 万円}$$

※ 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額を超える額(d)は、一般の寄附金の額に含めます。

**⑥ 損金算入額**

設例の場合、50 万円 ((c)+(d)) 全額が損金に算入されることになります。

**③ 共同募金会への指定寄附金（全額損金算入）**

共同募金（赤い羽根共同募金）は、社会福祉法に基づき、都道府県の区域を単位として、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者等に配分することを目的とするものです。社会福祉事業や更生保護事業に係る経常的経費等に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金については、指定寄附金としてその全額を損金に算入することができます。

社会福祉事業として生活困窮者への支援を行っているフードバンクに対して寄附金の配分を行っている共同募金会があります。

**2. 個人が支払った寄附金の場合：寄附金控除**

**① フードバンクへの寄附に係る寄附金控除**

- ・ 認定 NPO 法人等又は特定公益増進法人に該当しないフードバンクに対して支出した寄附金については、寄附金控除の適用はありません。

**② 特定のフードバンクへの寄附に係る寄附金控除**

- ・ 認定 NPO 法人等又は特定公益増進法人に該当する特定のフードバンクに対して支

出した寄附金については、寄附金控除（所得控除）の適用があります。

寄附金控除（所得控除）は次の算式で計算します。

$$\text{寄附金控除（所得控除）} = \frac{\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}}{\text{（注）寄附金の額の合計額は所得金額の 40\%相当額が限度となります。}}$$

- ・ 認定 NPO 法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人に該当する特定のフードバンクに対して支出した寄附金については、寄附金控除（所得控除）に代えて寄附金特別控除（税額控除）を選択することができます。

寄附金特別控除（税額控除）は次の算式で計算します。

$$\text{寄附金特別控除（税額控除）} = \frac{\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}}{\times 40\%}$$

（注 1）寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度となります。

（注 2）控除額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度となります。

### ③ 共同募金への寄附に係る寄附金控除

社会福祉事業や更生保護事業に係る経常的経費等に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金については、指定寄附金として寄附金控除（所得控除）の適用があります。

社会福祉事業として生活困窮者への支援を行っているフードバンクに対して寄附金の配分を行っている共同募金会があります。

#### <参考>個人住民税について

共同募金に対する寄附は、個人住民税（翌年度）の寄附金税額控除を受けることができる場合があります。

控除額 = (A - 2,000 円) × 10% (市民税 6%、県民税 4%)

A = 寄附金の支払額もしくは総所得金額の 30%のうちいずれか小さい方の金額

### 3. 金銭以外の資産等（食品等）の寄附について

法人が金銭以外の資産等（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）によります。

#### 認定 NPO 法人制度

NPO 法人のうち、一定の要件を満たす NPO 法人は、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。

#### 1. 認定等（認定及び仮認定）の基準

1. パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること(仮認定は除きます)
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適切であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと

8.設立の日から1年を超える期間が経過していること

認定 NPO 法人について詳しく知りたい方はこちら。

<https://www.NPO-homepage.go.jp/about/nintei.html>

## **2. 認定等の有効期間**

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年（仮認定は3年）となります。

また、有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日6ヶ月前から3ヶ月前までの間に有効期間の更新の申請をする必要があります。